



年末が近づき、お酒を口にする機会が増えてくる時期ですね。さて皆さんはビールの価格のうち何%が税金かご存知でしょうか？ビールが好きでよく飲む人であっても、知らない方が多いのではないのでしょうか。ビールの税率は、なんと「46.6%」です！思っていたより高いと感じる方が多いのではないのでしょうか。ちなみに、発泡酒の税率は「36.1%」、第3のビールは「27%」となっています。今後、ビールに関しては税率を下げ、発泡酒と第3のビールについては税率を引き上げて、税率の格差を縮小することが検討されているそうです。

ちょっとした疑問を解決！26 年度年末調整 Q&A

Q1. 平成 26 年分の年末調整を行う上で、特に留意しておくべき事項は何ですか？

平成 26 年 10 月 17 日付で改正があり、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、引き上げられました。

片道の通勤距離	1 か月あたりの限度額	
	改正後	改正前
55 キロメートル以上	31,600 円	24,500 円
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000 円	
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400 円	20,900 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円	16,100 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円	11,300 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100 円	6,500 円
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円	4,100 円
2 キロメートル未満	(全額課税)	(全額課税)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

この改正の施行日である平成 26 年 10 月 20 日前にすでに支払われた通勤手当についても、改正後の非課税限度額が適用されますが、この場合の精算は平成 26 年分の年末調整により行います。

年途中で退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

車通勤している従業員の方がいる会社は注意が必要です。

Q2. 年末調整後に給与の追加払や控除対象扶養親族等の異動があった場合は？

① 年末調整後に給与の追加払があった場合

追加支給額を年末調整の対象となった給与の総額に加えて年末調整のやり直しをすることになります。

② 年末調整後に控除対象扶養親族の数などが異動した場合

この場合は、異動があった方から異動事項の申告を受け、その異動後の控除対象配偶者や控除対象扶養親族の数などを基にして年末調整のやり直しをすることができます。このやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を給与所得者に交付することとなる翌年 1 月末日までです。

③ 年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合

この場合、その申告を基にして年末調整のやり直しをすることができます。このやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を給与所得者に交付することとなる翌年 1 月末日までです。

Q2. 平成 27 年の源泉徴収事務を開始するにあたり、注意すべき点がありますか？

平成 27 年分以降の所得税の税率について、新たに課税所得 4,000 万円超の区分が設けられ、その税率を 45%とすることとされました。この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表」等が改正されました。

平成 27 年 1 月 1 日以降に支払うべき給与等の源泉徴収の際には「平成 27 年分 源泉徴収税額表」を使用してください。

「社会保障・税番号制度」とはどんな制度？

「社会保障・税番号制度」というとピンとこないかもしれませんが、「マイナンバー制度」というと耳にされたことがある方も多いのではないのでしょうか。

この制度には、「複数の機関に存在する特定の個人の情報を同じ個人の情報であると確認することにより、社会保障と税制度の効率性や透明性を高めるという目的があります。そのため、住民票を持つすべての人に1人1つの番号が指定されます。

これを「**マイナンバー**」といいます。

「社会保障・税・災害対策」の分野において、国の行政機関や地方公共団体などは保有する個人情報とマイナンバーを紐づけて効率的に情報管理が行え、さらには関係機関との間で迅速かつ確実にやり取りができるようになるといわれています。

各人のマイナンバーを記載した「通知カード」が平成27年10月以降、市区町村から送付されますので、そこでマイナンバーを確認できます。また、平成28年1月以降、市区町村に申請すると「個人番号カード」の交付を受けることができます。

なお、国の行政機関などだけでなく民間企業でも、従業員の給料から源泉徴収をして税金を納めたり、健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったりする際に、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取り扱うことになります。また、外部の人に講演を依頼して報酬を支払う場合には、報酬から税金の源泉徴収が必要となります。このような場合にもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

導入に3000億円、維持費に年間300億円かかるといわれているマイナンバー制度、どれほどの効果があるのか注目です。



＊国外財産調書制度の罰則が制定

国外財産調書について、来年3月16日提出期限分より偽りの記載をして提出した場合又は正当な理由なく期限内に提出しなかった場合には、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科されることになります。

国外財産調書制度とは、その年の12月31日において、合計5000万円を超える国外財産を有する人は、その種類や価額等を記載した国外財産調書と合計表を、その年の翌年の3月15日までに所轄税務署長へ提出しなければならないという制度です。

導入初年度の今年は、罰則規定はありませんでした。そのため提出を見合わせた方も多かったようですが、来年の提出は忘れないように注意しましょう。



＊スタッフブログ＊

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
＜a href="http://ameblo.jp/yaraichotax/">http://ameblo.jp/yaraichotax/

今月のあなたの運勢

＊血液型編＊

A型	B型	O型	AB型
多忙な上に迷いの多い1ヶ月になりそうな暗示。自信のないことには手を出さないこと。 無理は禁物 と心得て！	積極的な行動が吉運を高めてくれる運勢です。人の集まる場所に顔を出すと吉。ただし、 暴飲暴食 には要注意！	これまで停滞していたことに進展が見えそうです。勘が冴えている月なので 自分の直観に従って行動 すると吉！	対人運が低迷ぎみなので 言動にはくれぐれも注意 を！一人の時間を楽しむとストレスの緩和に役立ちそうです。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☑http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。